

議 案 第 5 号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表69の項及び70の項を次のように改める。

69	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 19,000円</p>
70	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（69の項及び71の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p>

(ア) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	40,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	44,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	80,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	135,000円
イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合		
(ア) 一戸建ての住宅		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	22,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	66,000円
ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合		
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	334,000円

	<p>以上のもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>
--	--	---

別表77の項を次のように改める。

77	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(76の項及び78の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定め</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p>
----	---	--

<p>る省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p>		
<p>(ア) 一戸建ての住宅</p>		
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	1件につき	20,000円
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	1件につき	22,000円
<p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>		
<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	38,000円
<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	1件につき	66,000円
<p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p>		
<p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>		
<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	267,000円
<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	1件につき	334,000円
<p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p>		
<p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>		
<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	102,000円
<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	1件につき	130,000円

別表82の項を次のように改める。

8 2	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（81の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p> b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p> a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p> b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p> b 床面積の合計が300平方メートル</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p> <p>1件につき 20,000円</p> <p>1件につき 22,000円</p> <p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 66,000円</p>
-----	---	--

<p>以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 334,000円</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。